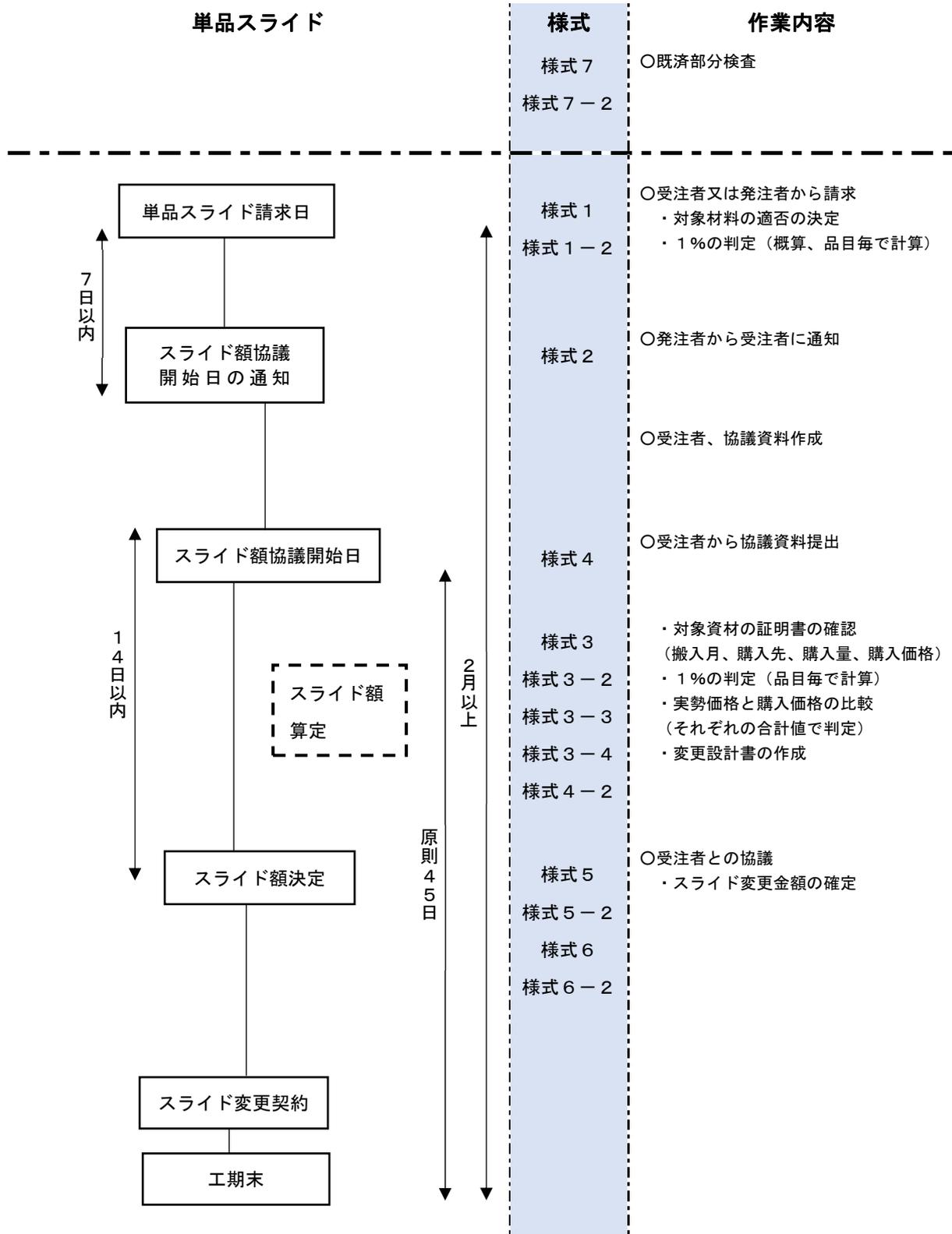


単品スライドに伴う実施フロー及び様式



※単品スライドに伴う設計変更については「措置必要事項報告書」の作成は不要。

※単品スライド以外の設計変更がある場合は、スライド額協議開始日までに設計変更及び契約変更の手続きを完了すること。